

農薬販売者の皆さんへ

農薬を販売しようとする場合は・・・・・・・・



農薬の販売を開始する場合は、農薬取締法により販売開始の日までに農薬販売届を知事に提出しなければなりません。

また、届出内容に変更を生じた場合や販売を廃止した場合も届出が必要です。

大 阪 府 環 境 農 林 水 産 部 農 政 室

I 販売に関する届出について

1 新 規 届 出



大阪府内（池田市、泉佐野市、寝屋川市、箕面市、高石市、
泉南市、阪南市、門真市、熊取町、田尻町、岬町を除く。）
において農薬を販売する場合は、その販売所（事業所）ごとに
次のとおり知事に届け出てください。

（１）提出期限

新規の場合：販売開始の日までに（開始の日を含む）

販売所を増設した場合：増設した日から起算して２週間以内

（２）提出書類

①所定の届出書 ２部

②法人の場合は登記簿謄本又は登記事項証明書 １部、個人の場合は住民票 １部

（※いずれも発行後３ヶ月以内のもの。コピーも可。）

③返信用封筒（返信先を明記してください。）

④返信用切手（封筒に貼り付けてください。）

2 変 更 ・ 廃 止 届 出

1 で届け出た内容に変更の生じた場合又は、販売を廃止した場合は、その販売所（事業所）ごとに次のとおり知事に届出を行ってください。

（１）提出期限

変更の生じた日又は販売を廃止した日から起算して 2 週間以内

（２）提出書類

①所定の届出書 変更の場合 2 部、廃止の場合 1 部

（※廃止届の場合は、お手元に保管中の既届出書副本もご提出ください。）

②法人の場合は登記簿謄本又は登記事項証明書 1 部、個人の場合は住民票 1 部

（※いずれも発行後 3 ヶ月以内のもの。コピーも可。）←廃止の場合は不要です。

③返信用封筒（返信先を明記してください。）←廃止の場合は不要です。

④返信用切手（封筒に貼り付けてください。）←廃止の場合は不要です。



変更届が提出されないと必要なお知らせが届きません。

廃止届が提出されないと販売店として存在していることになり、

不必要なお知らせが届いたり、立入検査の対象となったりします。

3 届 出 先

○営業所（事業所）が、大阪府内（池田市、泉佐野市、寝屋川市、箕面市、高石市、泉南市、阪南市、門真市、熊取町、田尻町、岬町を除く。〔※〕）にある場合は、大阪府に該当営業所（事業所）の届出を行ってください。

大阪府への提出先及び問い合わせ先

大阪府環境農林水産部農政室推進課地産地消推進グループ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府咲洲庁舎22階

TEL：06-6210-9590

FAX：06-6614-0913

なお、毒物又は劇物販売業の登録に関しては、大阪府健康医療部生活衛生室薬務課麻薬毒劇物グループ（大阪府庁本館6階 TEL 06-6941-9078）へお問い合わせください。

府庁ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/> からダウンロードできます。

※ メインページの中の「手続・催し総合案内」のコーナーの「申請・届出」のボタンをクリックすると、「申請・届出等のご案内」（ピピっとネット）のページに移動します。同ページの「名称や案内番号でさがす」の検索枠に「農薬販売」と入力して「検索」ボタンを押すと、「農薬販売届」のページが表示されます。

※営業所（事業所）が、池田市、寝屋川市、箕面市、高石市、門真市にある場合は、その営業所（事業所）の住所地の市に、営業所（事業所）が泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町にある場合は、泉佐野市に該当営業所（事業所）の届出を行ってください。

池田市	まちづくり推進部 農政課	072-754-6152
寝屋川市	まちづくり推進部 産業振興室	072-824-1181
箕面市	みどりまちづくり部 農業振興室	072-724-6728
高石市	政策推進部 経済課 農水振興係	072-275-6179
門真市	市民文化部 産業振興課	06-6902-5966
泉佐野市	生活産業部 農林水産課	072-463-1212 (内線 2203, 2204)

Ⅱ 販売届を提出された方に



- 農薬取締法第29条に基づき、国や府が立入検査を行う場合があります。

その際、帳簿書類や農薬の保管庫等を検査します。

もし検査を拒否または、妨害した場合は、懲役6ヶ月以下若しくは30万円以下の罰金に処される場合があります。

- 帳簿を備え付けこれに農薬の種類別にその譲受数量、譲渡数量を真実かつ完全に記載し、少なくとも3年間保存しなければなりません。

(毒物・劇物に相当する農薬の場合は5年間)

これに違反した場合は、6ヶ月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金に処される場合があります。

- 無登録農薬の販売は禁止されています。

国の登録を受けた農薬には、農林水産省の登録番号がラベルや袋に必ず記載されています。確認してください。

これに違反した場合は、3年以下の懲役若しくは100万円(法人の場合は1億円)以下の罰金に処される場合があります。

- 無登録農薬を販売しないのはもちろんのこと、次に掲げる農薬も府内で販売しないよう是非協力してください。

- 特定毒物農薬 りん化アルミニウムくん蒸剤（商品名ホストキシン等）
- 水質汚濁性農薬 CAT除草剤（商品名シマジン等）・CATを含む混合剤
- EPN剤

御協力をお願いします。



農薬販売（廃止、変更）届

年 月 日

大阪府知事 様

住所

氏名

※法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名。
ふりがなを記入すること。

農薬取締法第 17 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1. 販売所の名称及び所在地

2. 販売(廃止、変更)年月日

備考 「1 販売所の名称及び所在地」は、インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあつては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を記載すること。

販 売 内 容

		新	規	変	更
ふりがな 氏 名（店名又は屋号） （法人は法人名と代表者名）					
住所	〒				
	TEL				
販売所 （名称）	〒				
	TEL				
支店、出張所（但し府内のみ）					
卸・小売の別		卸 ・ 小売			
販売内容、他の取扱資材					
販売区域					
常勤担当職員（農薬関係）		名 （うち毒劇物取扱有資格者 名）			
毒物劇物取扱責任者名					
取扱農薬メーカー名 （農薬の仕入先）					
取扱農薬の種類		普通物※ ・ 劇物 ・ 毒物			
通算受理番号（変更届の場合のみ）		番			
「営業所の略図」					

添付書類 個人に当たっては、住民票、法人にあっては、登記簿謄本又は登記事項証明（写し可）

※ 上記の「取扱農薬の種類」欄の「普通物」とは、毒劇物に該当しない農薬の通称である。

※変更または廃止の場合、
いずれかに○をしてください。

農 薬 販 売 (~~廃 止、変 更~~) 届

大阪府知事 様

年 月 日

※作成日を記入してください。

住所 大阪市中央区大手前2-1-22

株式会社 ^{おおさかや}大阪屋

氏名 代表取締役 ^{おおさか}大 ^{たろう}阪 太 郎

※法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名。
ふりがなを記入すること。

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1. 販売所の名称及び所在地

株式会社 大阪屋 羽曳野支店 (羽曳野市尺度442)

2. 販売(~~廃止、変更~~)年月日

○ 年 △ 月 □ 日

- ・新規の場合は、「(廃止、変更)」を消して販売開始年月日を記入してください。
- ・変更、廃止の場合は、「(廃止、変更)」のいずれかに○をして、変更年月日を記入してください。
- ・新たに販売を開始する場合は、販売所の増設又は変更する日から2週間以内に届出が必要です。

※ 変更の場合は、以下の例のように、変更事項及びその新旧の内容を記載してください。
(例)

代表者の変更

① ○○太郎

② ○○次郎

住所の変更

① 東京都千代田区霞が関
1丁目1番

② 大阪市中央区大手前2丁目
1番

販 売 内 容

		新 規	変 更
ふりがな 氏 名 (店名又は屋号) (法人は法人名と代表者名)		株式会社 大阪屋 おおさか たろう 代表取締役 大阪 太郎	
住 所	〒540-8570	大阪府大阪市中央区大手前2-1-22	
	TEL 06-6941-0351		
販売所 (名称)	〒583-0862	羽曳野市尺度4 4 2 大阪屋 羽曳野支店	
	TEL 0729-57-0520		
支店、出張所 (但し府内のみ)		茨木市、八尾市、富田林市、岸和田市	
卸・小売の別		卸 ・ 小売	
販売内容、他の取扱資材		肥料・種苗・園芸資材	
販売区域		大阪府内	
常勤担当職員 (農薬関係)		2名 (うち毒劇物取扱責任者の有資格者 1 名)	
毒物劇物取扱責任者名		大阪花子	
取扱農薬メーカー名 (農薬の仕入先)		△△化学、〇〇農薬 (なにわ商店)	
取扱農薬の種類		普通物* ・ 劇物 ・ 毒物	
通算受理番号 (変更届の場合のみ)		番	
営業所所在地略図 (最寄りの駅から) 必ず記入してください。			

該当する方に○をしてください。

府内に有る営業所所在地を記入してください。

該当する方に○をしてください。

肥料を販売する場合は、別途肥料販売業務開始届出書の提出が必要です。

毒物・劇物に該当する農薬を取り扱う場合は、毒物及び劇物取締法により同法が定める有資格者の中から毒物劇物取扱責任者を置かなければなりません。
 詳しくは大阪府健康医療部生活衛生室薬務課 (連絡先は4ページに記載) へお問い合わせください。

該当するものに○をしてください。

地図は、別紙の添付でもかまいません。